

神奈川県住宅供給公社賃貸住宅における暴力団排除について

私は、神奈川県住宅供給公社一般賃貸住宅には、入居者等の生活の安全と平穩の確保、公社住宅への信頼確保のため、「神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）」第2条第3号から第5号に規定する暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに類する組織の構成員またはこれに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）が入居できないこととなっていることを了解し、以下の内容について誓約いたします。

記

- 1 私及び同居世帯員全員は、反社会的勢力ではないこと。
- 2 私及び同居世帯員全員のうち一人以上が反社会的勢力になること、または反社会的勢力であることが判明し、貴公社から賃貸借の解除通知があったときは、私及び同居世帯員全員は、通知に従い速やかに貴公社住宅から退去すること。
- 3 私及び同居世帯員全員について、貴公社が必要に応じて警察に反社会的勢力であるか否かの情報提供を求めること、その際貴公社から警察に対し、私及び同居世帯員全員の情報を提供することについては異議を申し立てないこと。

神奈川県住宅供給公社 理事長 殿

（記入日） 令和 年 月 日

現住所

契約者氏名.....印